

## 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）の概要

### 1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の健全な発展及び人とイノシシの永続的な共存を図るため、平成19年度からイノシシ保護管理計画（第1期、第2期）、平成27年5月29日からはイノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期、第3期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、平成19年度と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害が深刻であると感じている農家がある。このため、第3期計画に引き続き第4期計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

### 2. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

### 3. 計画の期間

令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで

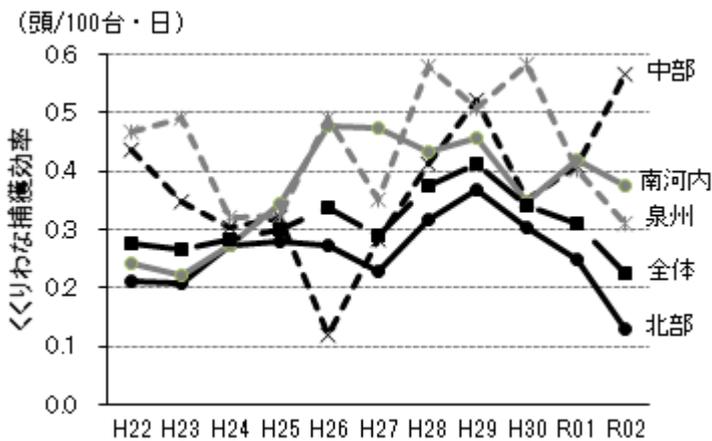
### 4. 管理が行われるべき区域

大阪府全域

### 5. 前計画の評価と課題

#### ◆生息動向

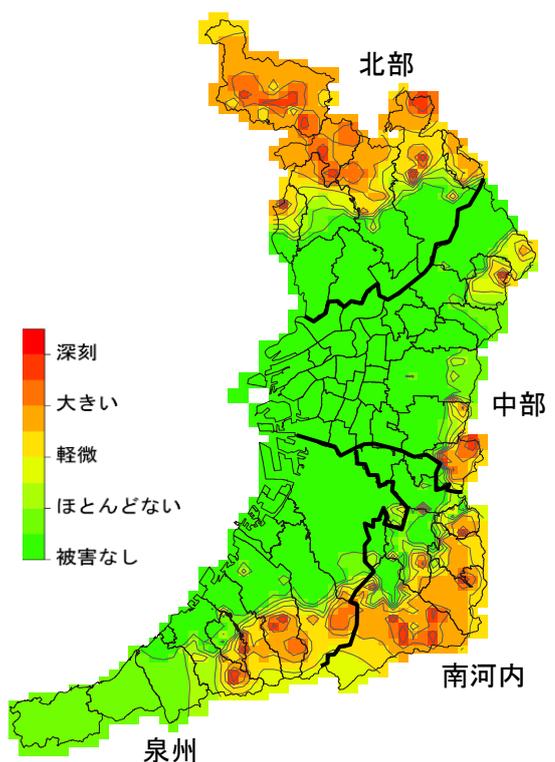
全体としては、生息頭数は減少傾向。  
中部では分布域が拡大し、増加傾向。



#### ◆農業被害

農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が依然として存在。

令和2年度の農業被害強度

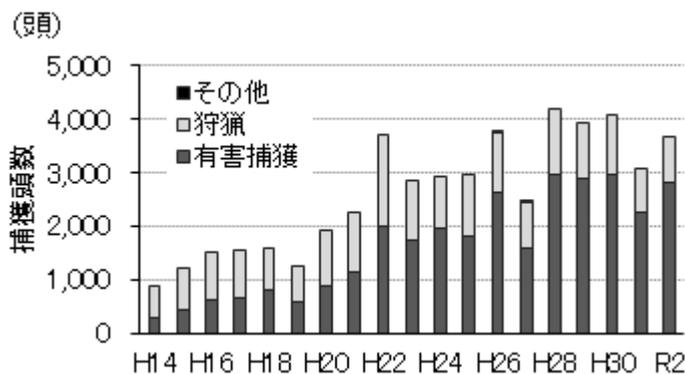


#### ◆捕獲頭数

有害捕獲の推進等により、第2期以上の捕獲圧を維持している。

第2期(H24～H28)平均：3,341頭

第3期(H29～R2)平均：3,690頭



## 6. 管理の目標

○農業被害の軽減

【短期目標】（本計画期間中（令和8年度まで））

農業被害金額を第3期計画期間の平均値から2割減少させる。

【長期目標】（第6期計画期間中（令和18年度まで））

農業被害が大きい地域や深刻な地域（アンケート調査による）をなくす。

## 7. 数の調整に関する事項

### ◆個体数管理の目標

地区	北部	中部	南河内	泉州	大阪府合計
捕獲目標	500頭	700頭	900頭	1,400頭	3,500頭

※捕獲目標はモニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### ◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制について、以下のとおり緩和措置を継続する。

#### ①狩猟期間（イノシシ）の延長（継続）

期間延長前	期間延長後※
11月15日から2月15日まで	11月15日から3月15日まで

※シカの狩猟期間延長は、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）に基づく。

#### ②くくりわなの径の制限解除（継続）

制限解除前	制限解除後
直径12cm未満に限る	無制限※

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大阪府ツキノワグマ出沒対応方針」に従う。

## 8. 生息地の管理に関する事項

イノシシを農地や集落へ誘引する環境（耕作放棄地の草地化や林縁部の藪化）を抑制する環境管理を推進する。

## 9. 被害防除対策に関する事項

防護柵の適切な設置・維持管理の方法や収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発等により、地域の被害防除対策への意識を高め、地域が一体となった適切な対策を推進する。

【指標】農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果が無い」の回答をなくす。

## 10. モニタリング等の調査研究

イノシシの生息状況や被害状況、及び被害対策の実施状況についてモニタリングし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用する。

## 11. その他管理のために必要な事項

豚熱感染拡大防止のための防疫措置の実施について、普及啓発を行う。

動物由来感染症の発生動向の情報収集と捕獲従事者への注意喚起を行う。